

生駒山系花屏風活動支援事業助成要綱

(目的)

第1条 この事業は、府民参加で行う、ヤマザクラなどの花木や紅葉の美しい樹木の植樹活動等の森づくり活動に助成し、生駒山系花屏風活動を推進するとともに、良好な森林の保全を図る。

(助成対象)

第2条 生駒山系の森林地域等において、府民参加により実施される次の活動とする。

- (1) 「植樹活動」及び「植樹と併せて行う森づくり活動」に必要な苗木・資材・道具類、地拵え・不用木や危険木伐採等の請負費用
- (2) 「植樹後の管理活動」に必要な苗木(補植用)・資材・道具類、下刈作業等の請負費用
- (3) 生駒山系花屏風活動の普及啓発に必要な物品等

2 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する活動は、助成の対象としないものとする。

- (1) 個人住宅等の公開性のない場所での活動
- (2) その他「生駒山系森づくりサポート協議会」による助成事業としてふさわしくない活動

(助成団体)

第3条 この事業により助成を受けることができる団体は、大阪府内に所在し、財政基盤が脆弱で助成を受けなければ事業の実施が困難な次の団体とする。

- (1) 森林や里山の保全、緑化の推進を目的とする団体
- (2) 自治会、PTA、青少年活動団体
- (3) その他、協議会が適当と認める団体

(助成金)

第4条 この事業による助成額の上限は1団体につき20万円とする。

(助成内容)

第5条 助成の対象とする経費は、次の各号に該当する経費とする。

- (1) 活動の実施に必要な苗木、支柱、土壌改良材、道具などの購入費
- (2) 活動の実施に必要な地拵え、不用木や危険木伐採、下刈作業等の請負費
- (3) 活動の普及啓発に必要な横断幕やノボリ等の作成費

2 次の各号に該当する経費は助成の対象としない。

- (1) 人件費、事務所並びに土地の賃料など団体の運営経費
- (2) 他の団体、個人に対する寄付金、義援金等
- (3) 飲食に係る経費
- (4) 草本、外来品種の植樹にかかる経費
- (5) その他、協議会が不適当と判断した経費

(事業実施期間)

第6条 事業実施期間は、事業採択の通知日から当該年度の3月末日までとする。

(申請書類)

第7条 助成を受けようとする者は、生駒山系花屏風活動支援事業申請書(様式第1号)を作成し、別途定める期日までに協議会あて提出する。

(審査及び決定)

第8条 協議会は、申請書をもとに採否を決定し、その旨を申請団体に通知する。(様式第2号、第3号)

(実績報告書)

第9条 申請団体は、事業完了後、実績報告書(様式第4号)を協議会あて提出しなければならない。なお、本報告書は活動を完了した日の翌日から30日以内または翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに協議会あて提出する。

(助成金の交付)

第10条 協議会は、事業の円滑な実施を確保するため、第8条の採択通知に併せて交付決定額を概算払いにより交付する。

2 活動が完了し実績報告を審査の後、協議会は確定した助成額を通知する。(様式第5号)

3 確定した助成額が交付決定額を下回った場合、申請団体は助成金を返還する。

(活動計画の変更等)

第11条 採択決定後、申請団体は事業計画を中止あるいは変更するときは、協議会と事前に協議すること。

(助成金の交付取消し)

第12条 申請団体は、申請した事業計画を誠実に履行するものとする。

2 虚偽の申請またはこの要綱に違反する事実があった場合、助成金の全部または一部を取り消す。当該取消しについて、既に助成金が交付されているときは期限を定めて当該助成金の全部または一部の返還を求め、助成を受けた団体はこれに応じなければならない。

(その他)

第13条 申請団体は当該事業が生駒山系花屏風活動支援事業の助成により実施されていることを広報するものとする。

附則

この規定は平成22年10月22日から施行する。

この規定は平成27年7月28日から施行する。

この規定は令和3年7月14日から施行する。

生駒山系花屏風活動支援事業申請書

令和 年 月 日

生駒山系森づくりサポート協議会

(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

御中

申請団体名称

代表者職氏名

所在地(〒 -)

TEL

FAX

令和 年度において、下記のとおり、生駒山系花屏風活動を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 活動名

2. 活動内容

活動区分	(1)「植樹活動」及び「植樹と併せて行う森づくり活動」に必要な苗木・資材・道具類、地拵え・不用木や危険木伐採等の請負費用 (2)「植樹後の管理活動」に必要な苗木(補植用)・資材・道具類、下刈作業等の請負費用 (3)生駒山系花屏風の普及啓発活動に必要な物品等
基本方針	(1)花広場 (2)花屏風 (3)花回廊
活動場所	
活動内容	
活動面積	
活動回数	
参加者数	

(注)活動区分及び基本方針は、該当するいずれかに○印を記載する。(複数○も可)
基本方針の(1)～(3)については生駒山系「花屏風」構想のとおり。
活動場所は地番まで記載し、位置図・計画平面図・現況写真、別表1を添付する。

3. 助成金申請額 ¥ 円

(注)別表1及び見積書の合計金額と整合すること。

4. スケジュール

5. 申請団体の概要

団体の名称		
団体の代表者名		
団体の設立年月日		年 月 日
連絡先	住 所	(〒 -)
	電 話 番 号 F A X 番 号	
会 員 数 (構成内訳)		
活動目的		
主な活動内容		
主な活動地		

連絡先 (代表者と違う場合のみ記入)

担当者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	

6. 振込先

振込先		銀行		支店	
預金種目		1. 普通	2. 当座 (○印)	口座番号	
受 取 人	カタカナ				
	名義				
	電話番号		担当者氏名		

生駒山系花屏風活動支援事業採択通知書

令和 年 月 日

様

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

令和 年 月 日付けで申請のあった活動について、下記のとおり助成することとしたので通知します。

記

1. 活動名 _____
2. 交付決定額 ¥ 円

生駒山系花屏風活動支援事業審査結果通知書

令和 年 月 日

様

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

令和 年 月 日付けで申請された生駒山系花屏風活動について、審査の結果、残念ながら今回は不採択になりました。

生駒山系花屏風活動支援事業実績報告書

令和 年 月 日

生駒山系森づくりサポート協議会

(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

御中

申請団体名称

代表者職氏名

所在地(〒 -)

TEL

FAX

令和 年度生駒山系花屏風活動について、次のとおり実績報告します。

活動名			
実績額	金		円
活動回数・期間			
延べ参加人数			
活動面積			
詳細実績報告			
日時	参加者数	活動内容	活動面積
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
月 日 ()	人		
活動の効果			

(注) 助成金申請額に係る別表1、領収書及び活動内容が分かる写真、参加者への配布物、広報・取材掲載記事等を添付する。

生駒山系花屏風活動支援事業助成金確定通知書

令和 年 月 日

様

生駒山系森づくりサポート協議会
(事務局：大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室)

生駒山系花屏風活動支援事業助成要綱第10条の規程により、次のとおり助成金の額を確定する。

交 付 決 定 額	円
助 成 金 確 定 額	円
既 交 付 額	円
残 額	円

助成金に係る明細表

項目	金額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

※領収書と整合すること。

※金額欄は、申請書添付時は見積額を、実績報告書添付時は領収書の額を記入すること。

※自己負担に係る金額は記入の必要がない。